

## IT関連機器の電気用品安全法に対するJEITA自主運用基準

ITESRIWG20051222  
平成17年12月22日  
JEITA 安全技術専門委員会  
情報機器規格基準検討WG

昨今の技術革新により、従来の情報処理(IT)機器とオーディオビデオ(AV)機器等の電気用品安全法対象品目との境目が無くなって来ております。そこで、IT機器関連製品の電気用品安全法の対象、非対象に関する考え方を関係省庁と相談の上別紙に定めるJEITAの自主運用基準(別紙)を作成しました。

尚、本運用基準はJEITA会員各社に対しての運用基準であることを十分に御注意下さい。

参考: JEITA HP: <http://www.jeita.or.jp/japanese/>

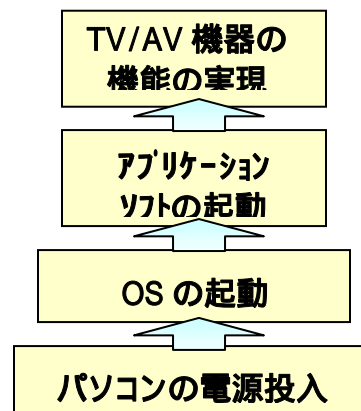
以上

# JEITA 自主運用基準

1. パソコンの機能の一部としてテレビジョン受信機やその他の音響機器としての機能が含まれる場合、当該パソコンは対象外

例：電源投入、OS の起動、アプリケーションソフトの起動等の一連の動作を伴うもの。

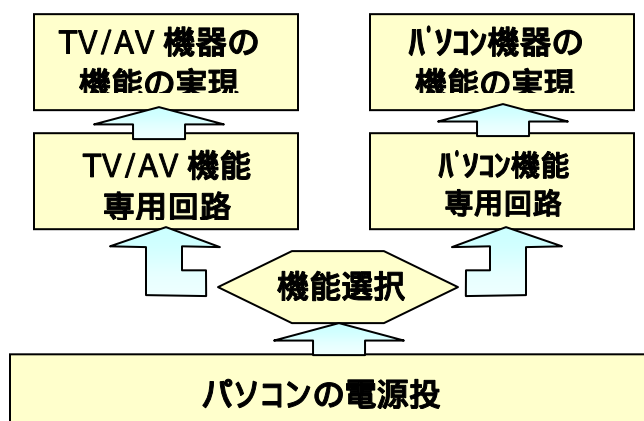
電気用品安全法 対象外



2. パソコンの機能と、テレビジョン受信機や、その他の音響機器としての機能が独立している場合、当該パソコンはテレビジョン受信機または、その他の音響機器として対象

例：パソコンの電源を投入し機能を選択することにより、パソコン又はTV/AV 機器として各々専用の回路を動作させるもの。（各々の専用回路を直接動作させるものを含む）

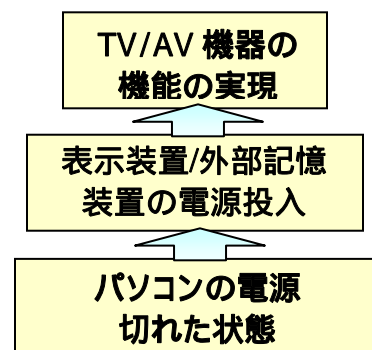
電気用品安全法 対象



3. パソコンに接続されている機器が、単独でテレビジョン受信機やその他の音響機器としての機能を発揮する場合、当該機器は、テレビジョン受信機又はその他の音響機器として対象

例：パソコン本体の電源を投入することなく、パソコンに接続されている表示装置や外部記憶装置がTV/AV 機器として単独で動作できるもの

電気用品安全法 対象



## **JEITA自主運用基準適用例：**

パソコンに接続して使われるCD-ROM製品(商用電源に直接接続されるものに限る、以下同様)であって、下記の仕様を備えるCD-ROM(DVD-ROM等、他のリムーバブルディスクメディアを使用する製品を含む。以下同様)製品は、電安法対象として扱う。

- ・単独で音楽CD(映像DVDを含む。以下同様)を再生し、その音声や映像を出力できる、または単独で再生しその音声や映像を外部機器に伝達するための出力端子を持つ

下記仕様のCD-ROM製品は電安法非対象として扱う。

- ・パソコンからのコマンドで音楽CDの再生が可能だが、CD-ROM製品単独での再生は不可能